

平成 27 年 5 月 臨時 記者 発表

日時 平成 27 年 5 月 14 日 (木)

午前 11 時

場所 政策会議室

(幹事社 中日)

1 あいさつ

2 市からの発表事項

- ・ 新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票広報について
(新城市選挙管理委員会)
- ・ 産科再開の取組について
(地域医療支援室)

5月31日(日)

新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う

住民投票

この住民投票は、新城市の新庁舎建設における現計画の見直しについて、2つの選択肢のどちらに賛成するのか、市民の皆さんの意思を確認するものです。

選択肢

2

市道東新町桜淵線の
路線の変更を伴う
現計画の見直し

選択肢

1

市道東新町桜淵線の
路線の変更を伴わない
現計画の見直し

投票日

平成27年5月31日(日)

午前7時～午後8時

当日の投票は、市内28か所の投票所で行います。5月23日に入場券を発送しますので、記載された投票所に入場券をお持ちになり投票してください。投票日に都合の悪い場合は、期日前投票ができます。

選択肢1と2の
詳しい内容につきましては、
中面をご覧ください。

期日前投票期間

5月25日(月)～5月30日(土)

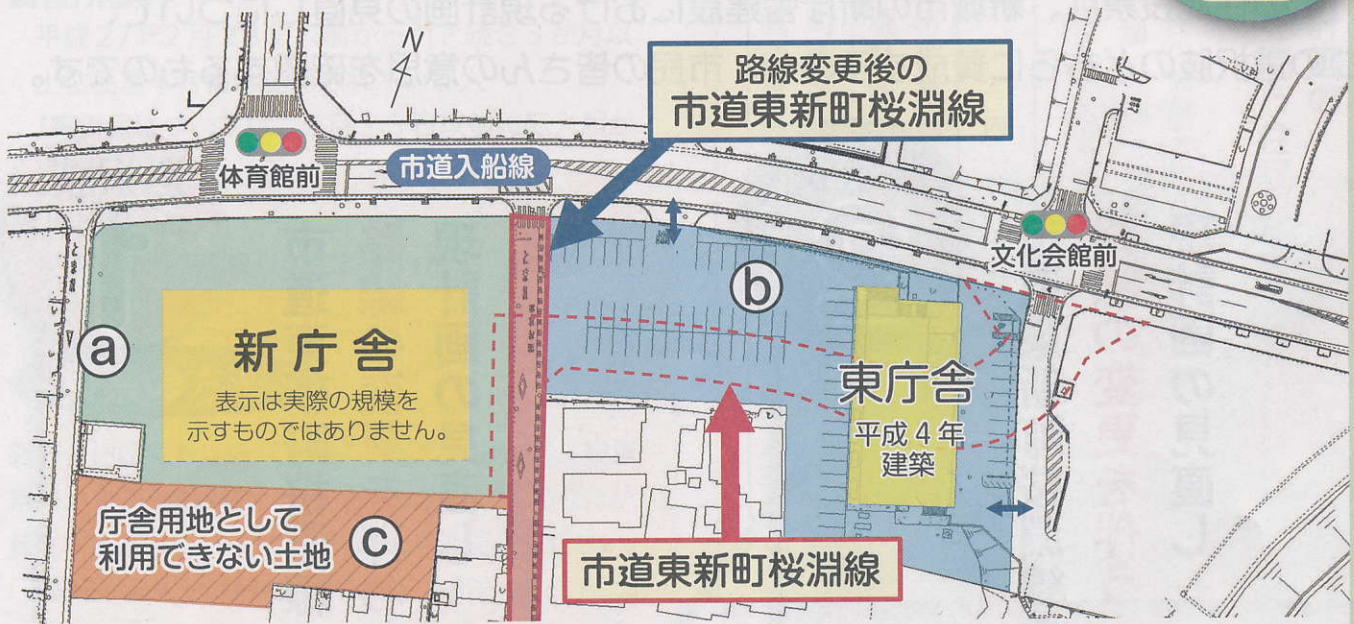


選択肢の比較表

現基本設計は総事業費 49 億 700 万円 (平成 24 年 12 月現在)。
消費税率引き上げの影響などから現在は、
そこで市は当初の総事業費程度に収まるように
住民投票において市民の皆さんに選択していただくポイントは、

選択肢 2

市道東新町桜淵線の 路線の変更を伴う現計画の見直し (付け替え道路なし)



- (a) / 4,008㎡ (新庁舎敷地=法令上の上限値)
- (b) / 4,276㎡
- (c) / 1,477㎡ (庁舎用地以外で利用可能)

- 旧市民体育館跡地に新庁舎を建設し東庁舎を別棟として利用する。
- 敷地 (a) と敷地 (b) は市道で分離される。

特徴

- 現状の道路をそのまま使用できる。
- 分棟のため利便性と効率性が劣る。また、庁舎間の移動は市道を横断する必要がある。

- 東庁舎利用のため、選択肢 1 よりさらに規模は縮小。

特徴

- 建設時の経費が選択肢 1 より縮減できる。
- 東庁舎の改修費用や将来改築時の費用が別途発生する。

- 現状直線のまま市道入船線に接続する。

特徴

- 直線で見通しが良い。
- 通園・通学路は改善できない。

庁舎

規

道路

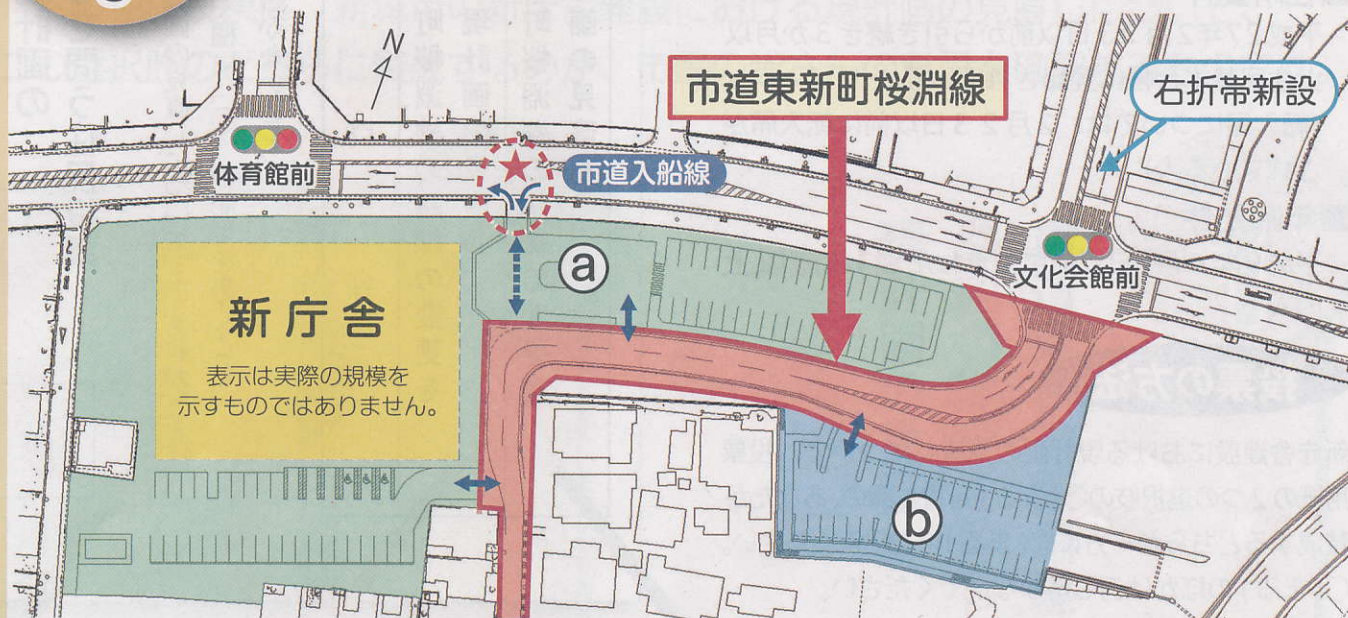
月時点 概算) としましたが、その後の建設費用の高騰、
 ここから大幅に上昇が見込まれています。
 設計の大幅な見直しを行っているところです。

庁舎配置 **規模** **道路形状** の3点です。

選択肢

1

市道東新町桜淵線の
 路線の変更を伴わない現計画の見直し
 (付け替え道路あり)



① / 7,223㎡ (新庁舎敷地) ② / 1,326㎡
 市道付け替えにより旧市民体育館側敷地と現本庁舎敷地を一体化

- 旧市民体育館跡地に一棟集約して建設する。
- 法的要件を満たすために一体敷地 ① とする。

特徴

- 一棟集約のため利便性と効率性が向上する。
- 付け替え道路の工事と東庁舎の解体工事が必要になる。

- 基本設計 8,995㎡からの規模縮小を検討。

特徴

- 一棟集約により廊下やトイレなどの共有部分等を無駄なくコンパクトにまとめることができる。
- 建設時の経費が選択肢 2 に比べ増加する。

- 庁舎敷地を一体とするため、上図のように市道を付け替え、文化会館前交差点で市道入船線に接続する。

特徴

- 庁舎敷地内で歩車分離がなされ、歩道と交差点が整備されるために安全性が向上する。
- 自動車は、現状のような入船線からの右折進入が不可となり、文化会館前交差点からの進入となる。
 (配置図★の箇所)

配置

模

形状

住民投票に行きましょう

投票できる人

日本国民で投票資格者名簿に登録されている人

■住所要件

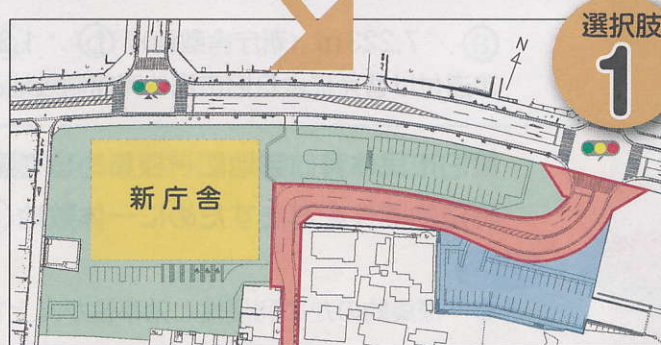
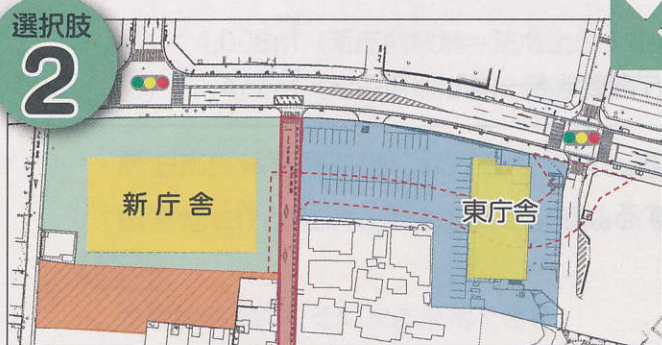
平成27年2月23日以前から引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人
(転入届については、2月23日以前に転入届がされている人)

■年齢要件

平成9年6月1日以前に生まれた**満18歳以上**の人

投票の方法

新庁舎建設における現計画の見直しについて、投票用紙の2つの選択肢の○(まる)を書く欄の、あなたが賛成するどちらか一方に○(まる)をご記入ください。○(まる)のほかは何も書かないでください。



期日前投票

投票日当日に仕事や地域の行事などで投票できない人は、期日前投票ができます。

期日前投票所を次のとおり設置しますので、お近くの期日前投票所をご利用ください。

入場券が到着していない場合、また紛失した場合でも期日前投票をすることができます。

■問い合わせ先■

(住民投票に関すること) **新城市選挙管理委員会事務局**
(新庁舎建設に関すること) **新城市総務部契約検査課**

●期日前投票所

新城市役所東庁舎ロビー・鳳来総合支所1階ロビー
作手総合支所西庁舎

●投票期間

5月25日(月)～5月30日(土)

●投票時間

午前8時30分～午後8時00分

〒441-1392 新城市字東入船6番地1 電話 **23-7617**
〒441-1392 新城市字東入船6番地1 電話 **23-7614**

選択肢

2

選択肢

1

○を書く欄

市道東新町桜淵線の路線の変更を伴わない現計画の見直し

市道東新町桜淵線の路線の変更を伴う現計画の見直し

内 容

○注意

一 新庁舎建設における現計画の見直しについて、いずれか賛成する内容の○を書く欄に「○」の記号を書くこと。
二 「○」の記号以外は、書かないこと。

平成二十七年執行
新庁舎建設における現計画の
見直しを問う住民投票

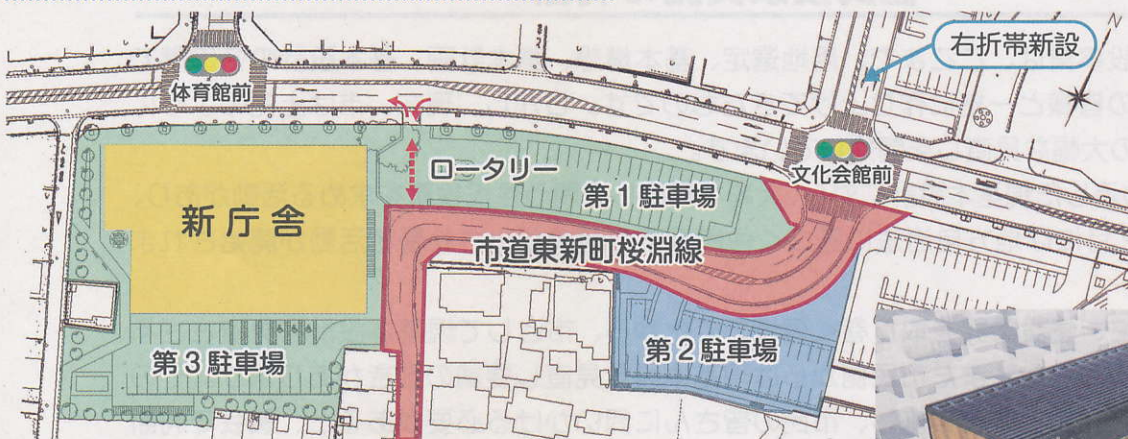
印

新庁舎建設事業の経緯

これまでの経緯

事業の経過概要		市議会の対応
建設基金	H4年度 / 庁舎等建設基金を創設 H4、H5に1億円ずつ積立てたが以降積立てを行わず H21年度 / 財政健全化の目途が立ち積立てを再開 H26年度末残高 15.1億円	その都度建設基金積立予算を可決、決算を認定
建設地	H19.3/ 6カ所案 H22.9/ 3カ所案 H23.2/ 新庁舎を考える検討会議が「市民体育館を含む現庁舎ゾーン」を答申 H24.3/ 地権者等の意向を確認して「現敷地及び市民体育館南側」に決定	H23.4/ 基本計画・基本設計業務委託予算を可決 H23.9/ 用地測量調査予算を可決
基本構想	H23.8～H24.1/ 市民会議6回開催・答申 H24.2/ 基本構想策定	H24.3/ 用地補償費予算を可決（附帯決議）
基本計画	H24.3/ 基本計画案市民説明会（3カ所で開催） H24.5/ 基本計画策定・概要版全戸配布	H24.6/ 地質調査業務委託予算を可決 H24.9/ 市民体育館解体工事予算を可決
基本設計	H24.7/ 基本設計方針説明会（3カ所で開催） H24.8～10/ 市民ワークショップ5回開催・提言 H24.10～11/ 市政報告会（9カ所で開催） H24.12/ 基本設計案概要説明会（3カ所で開催） H25.5～6/ 地域協議会（10カ所で説明） H25.6～ / 広報ほのか新庁舎建設特集連載 H25.8/ 市民まちづくり集会のテーマとなる H26.2～3/ 基本設計案市民説明会（18カ所で開催） 基本設計案パブリックコメントを実施 H26.6/ 基本設計を策定	H24.12/ 市道付替測量設計予算を可決 H25.3/ 市道東新町桜淵線付替と関連事業予算を可決（附帯決議） H26.3/ 実施設計業務委託予算を可決
実施設計	H26.10/ 実施設計を開始 ECI方式を採用	H26.9/ 実施設計管理支援業務委託予算を可決

現計画（基本設計／平成26年6月策定）



事業概要

- 規模 / 5階（一部3階） 8,995㎡（本体床面積）
 総事業費 / 49億700万円（平成24年12月時点 概算）
 内訳 / ① ベース事業費 37億8,400万円（本体…31億6,050万円）
 ② 付帯・関連事業費 5億1,400万円
 ③ 環境配慮事業費 6億900万円



現庁舎の問題点

昭和31年に建築され築59年となる現在の本庁舎は、老朽化、狭小化、耐震性不足、駐車場不足、段差の存在など様々な問題を抱えています。また、社会の進展と共に行政の仕事が増大し、更に市町村合併後の大幅な組織の見直しのため、本庁機能は拡大し7カ所に分散しています。

こうした現状は、市民にとって分かりにくく利用しづらいだけでなく、市民サービスの低下、効率的な行政サービスの妨げとなっています。

基本設計見直しの必要性

昨今、労働力不足、労務単価や建設資材の高騰から、大規模建設工事の入札不調、入札参加辞退が頻発しています。ほかの自治体の事例を見ても、単に事業費増額、入札参加条件の緩和などの対策では契約締結に至るのが困難な状況です。

新庁舎建設工事を確実に契約締結するためには、現基本設計の見直しが必要となり、新しい入札契約の手法である「ECI方式」に取り組むこととしました。

ECI方式は、実施設計の段階から施工候補者が参加し、設計者、行政の三者が協働して施工候補者のノウハウを生かすことにより、事業費の縮減が可能になります。

見直し作業の実施

平成26年度は、「ECI方式」に基づき施工候補者を選定して、施工候補者・設計者・行政が協働して基本設計の見直し作業を開始しました。

見直し作業の目標を「平成24年度の基本設計時の概算事業費に可能な限り近づける」とし、現在、基本設計ベースでの機能確保と事業費削減のバランスをとりながら、国の支援（多様な入札契約方式モデル事業）を受け、見直し作業を進めています。

住民投票実施の判断

新庁舎建設事業は、ここまで、用地選定、基本構想、基本計画、基本設計の各段階で多くの市民の皆様と一緒に作り上げてきたものです。しかし、現在、市は上記のように現基本設計の大幅な見直しを開始しています。

一方、市の示した現基本設計に対し、大幅な見直しを問う住民投票を求める活動があり、平成27年2月には地方自治法に基づく住民投票の請求が出され署名活動が開始されました。

このように、建設業界を取り巻く環境の変化から、市として現基本設計を見直さざるを得ない状況があり、また市民側からは現基本設計見直し要請の動きがあります。その現状に鑑み、住民投票を実施し、市民の皆さんに問いかける必要があると、議会で判断されました。

なお、この広報は、新城市議会平成27年3月定例会において可決された、議員提案による「新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例」に基づき全世帯に配布するものです。

新城市新庁舎建設における 現計画の見直しを問う住民投票 投票日 5月31日(日)

裏面にも記載があります。

この住民投票は、新庁舎建設の見直しについて、2つの選択肢から1つを選んで投票用紙に「○」を付ける方法で投票を行います。

投票できる方

日本国民であることのほか、次の条件を満たすことが必要です。

①平成9年6月1日以前に生まれた方

※18歳以上の方が投票できます。

②平成27年2月23日以前から引き続き市内に住み、住民基本台帳に登録されている方

◆新城市に転入した方

平成27年2月24日以降に新城市へ転入の届出をした方は、投票することができません。

◆新城市から転出した方

投票日までに新城市から転出した方は、投票することができません。

◆市内で住所の変わった方

平成27年5月22日までに転居の届出をした方は、新しい住所地の投票所で投票できますが、5月23日以降に転居の届出をした方は、前住所地の投票所で投票することになりますので、注意してください。

市民まちづくり集会

とき 5月16日(土)
午後2時から

ところ 新城文化会館
大ホール

●概要

まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてより良い地域を創造していくことを目指して、意見を交換し情報及び意識の共有を図るため、3者が一堂に会する市民まちづくり集会を開催します。

●内容

- 住民投票とは
- これまでの経過
- 新庁舎建設見直しの住民投票について、情報共有を図ります。

●根拠

新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例第12条

■投票区（所）と

投票時間

◆投票日

平成27年5月31日(日)

◆投票区（所）

投票は、市内28投票区（所）

で行われます。

◆投票時間

午前7時～午後8時

■投票の方法

投票用紙に記載してある次の2つの選択肢のどちらか賛成する方に「○」を付けてください。

■**選択肢1**

市道東新町桜淵線の路線の変更を伴わない現計画の見直し

■**選択肢2**

市道東新町桜淵線の路線の変更を伴う現計画の見直し

■住民投票広報

2つの選択肢の内容を説明した住民投票広報を5月15日(金)に各行政区の区長を通じて、各世帯に配布します。

また、投票所入場券にも住民投票広報を同封して各投票人に郵送します。

◆市選挙管理委員会のホームページにも掲載します。

■期日前投票

投票当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用事がある方は、投票日の前に投票することができまますので、ご利用ください。

◆**期日前投票所**

新城市役所（東庁舎）

鳳来総合支所（ロビー）

作手総合支所（西庁舎）

※いずれの期日前投票所でも投票できます。

◆**期間**

5月25日(月)～5月30日(土)

◆**時間**

午前8時30分～午後8時

◇投票所入場券裏面の「宣誓書」に氏名、生年月日等を記入して期日前投票所にお越しただくと、受付が早くできます。

■投票所入場券

5月23日(土)以降に郵送します。

投票所入場券には、有資格者の皆さんが投票することができ、投票所が記載されますので、ご確認ください。

投票所入場券を忘れたり、紛失した場合でも、投票資格があれば投票することができ、投票所で係員に申し出てください。

■不在者投票

◆**病院等における投票**

不在者投票施設に指定された病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内で投票することができまます。

希望する方は、施設の管理者に申し出てください。

◆**郵便等による投票**

重度の障害がある方や介護が必要な方で、投票所に行くことができない方は、郵便等により自宅等で投票することができます。

なお、事前に証明書の交付を受ける必要がありますので、投票資格の有無について市選挙管理委員会までお問い合わせください。

開票は即日行います

開票日時：平成27年5月31日(日)
午後9時30分から

開票場所：青年の家体育室

あなたの大切な1票です。
必ず投票しましょう。

裏面にも記載があります。

■新城市選挙管理委員会事務局（行政課）

電話 0536-23-7617

FAX 0536-23-2002

Eメール senkyo@city.shinshiro.lg.jp

平成27年5月31日執行予定 新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票における投票所

番号	投票区名	投票場所施設の名称	所在地	地区
1	新町	東新町公民館	字井道31番地2	東新町、西新町、弁天
2	入船	新城市勤労青少年ホーム	字西入船5番地2	本町、入船、新城町、栄町、橋向、的場
3	杉山	ちさと館(西部公民館)	杉山字道目記24番地	片山、徳定、山、臼子、今出平、杉山、石田
4	野田	野田公民館	野田字東町屋敷1番地1	飯訪、野田、中市場、稲木、上市場東住宅
5	豊島	千郷西こども園	豊島字馬渡11番地2	大野田、豊島、川田、川田原、上市場西住宅
6	東郷西	平井公民館	平井字新栄43番地	平井、上平井、矢部、富沢、富永
7	東郷中	東郷中こども園	八東穂字天王1041番地2	大宮、牛倉、須長、八東穂、竹広、川路
8	東郷東	東郷東こども園	大海字黒瀬23番地7	浅谷、出沢、横川、大海、有海、緑が丘
9	舟着	塩沢構造改善センター	日吉字原57番地9	市川、塩沢、鳥原、吉川
10	八名南	富岡ふるさと会館(富岡公民館)	富岡字大廻り8番地2	小畑、中宇利、富岡東部、富岡中部、富岡西部
11	八名北	一畝田公民館	一畝田字九五41番地2	黒田、一畝田、八名井、東清水野
12	庭野	庭野公民館	庭野字川大田25番地10	庭野
13	長篠	鳳来保健センター	長篠字仲野16番地11	長篠西、本郷、内金上、内金下、富保、蔵平、小川、栗衣、大平、本久
14	能登瀬	東部高齢者生きがいセンター	能登瀬字白岩32番地	橋平、湯谷、横原、ドウデイ、柿平、能登瀬、名越
15	大野	鳳来中央集会所	大野字久羅下39番地2	浅畑、下平、東矢田、寺林、大峠、引地、下吉田(旧行政区阿寺大沢に限る。)、大野、井代、睦平、細川
16	巢山	巢山老人憩の家	巢山字ハマイバ53番地14	秋葉巢山、七郷一色
17	鳳来寺	玖老勢コミュニティプラザ	玖老勢字藪ノ内12番地3	玖老勢、副川、門谷
18	海老	海老構造改善センター	海老字千原田5番地1	海老
19	連谷	旧連谷保育園	四谷字前田3番地2	四谷、連合
20	布里	鳳来西小学校体育館	布里字小松ヶ根50番地	布里、只持、一色、塩瀬、源氏
21	愛郷	愛郷公民館	愛郷字中嶋17番地3	島田、恩原、大輪、湯島
22	山吉田	山吉田トレーニングセンター	上吉田字山本2番地2	下吉田(旧行政区阿寺大沢を除く。)、上吉田、竹ノ輪
23	黄柳野	旧黄柳野小学校体育館	黄柳野字池田684番地45	多利野、黄柳野
24	鳳来東	鳳来東小学校体育館	川合字コシ75番地1	名号、鳳来川合、池場
25	菅守	農村集落多目的共同利用施設	作手菅沼字マンゼ18番地	守義、菅沼、木和田、善夫
26	開成	作手小学校北校舎体育館	作手田原字朴橋3番地	黒瀬、西田原、東田原、岩波、南中河内、北中河内、明和
27	巴	作手小学校南校舎	作手清岳字ココメ沢9番地	長者平、鴨ヶ谷、市場、作手須山、北畑、野郷、作手川合、相寺
28	協和	農村環境改善センター	作手高松字柿平9番地7	和田、見代、戸津呂、杉平、赤羽根、小林、東高松、大和田、田代

○新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例

平成27年3月31日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、本市の新庁舎建設における現計画を見直すに当たり、住民の意思を確認することを目的とする。

(住民投票の内容)

第2条 住民による投票（以下「住民投票」という。）の内容は、新庁舎建設における現計画の見直しについて、市道東新町桜淵線の路線の変更を伴わない現計画の見直し又は市道東新町桜淵線の路線の変更を伴う現計画の見直しのいずれかを問うものとする。

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を新城市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して70日を経過する日までの間において市長が定める日とする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者

(2) 前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、

その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本市に住所を有していない者を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しないとされる者（前項第1号の規定に該当する年齢満18歳以上20歳未満の者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者を含む。）は、住民投票における投票の資格を有しない。

（投票資格者名簿の調製）

第6条 市長は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

（投票の方式）

第7条 住民投票は、一人一票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙に記載された第2条に規定する住民投票の内容のうちいずれか賛成する内容の所定の欄に自ら○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を自書することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

（投票所における投票）

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又

は不在者投票を行うことができる。

(投票用紙の様式)

第9条 第7条第2項に規定する投票用紙は、別記様式のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(無効投票)

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの欄に記載したか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、庁舎建設に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

(市民まちづくり集会)

第12条 市議会又は市長は、投票日の10日前までに、新城市自治基本条例(平成24年新城市条例第31号)第15条に規定する市民まちづくり集会を開催しなければならない。

(投票の促進)

第13条 市議会及び市長は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第14条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

(3) 公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）（以下「選挙関係法令」という。）の規制に反する行為

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

（投票及び開票）

第15条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、選挙関係法令の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

（投票結果の告示等）

第16条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

（投票結果の尊重）

第17条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第9条関係）

		○を書く欄
市道東新町桜淵線の路線の変更を伴う現計画の見直し	市道東新町桜淵線の路線の変更を伴わない現計画の見直し	内 容

年執行

新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票

印

○ 注 意

一 新庁舎建設における現計画の見直しについて、いずれか賛成する内容の

○を書く欄に「○」の記号を書くこと。

二 「○」の記号以外は、書かないこと。

- 備考
- 1 投票用紙の色は、白色とし、文字の印刷の色は、黒色とする。
 - 2 投票用紙の規格は、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとする。
 - 3 新城市選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

○新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例施行規則

平成27年3月31日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例(平成27年新城市条例第29号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第2条 市長は、投票資格者名簿(条例第4条第3項の規定による告示の日の前日現在(投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在)の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

2 前項の規定により調製する投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載するものとする。

3 投票資格者名簿は、第5条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、条例第4条第3項の規定による告示の日の午前8時30分から午後5時までの間、投票資格者(投票資格者名簿に登録された者に限る。)からの申出に応じ、投票資格者名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。

5 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、条例第4条第3項の規定による告示の日の午前8時30分から午後5時までの間に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

6 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

7 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に

投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票資格者名簿の表示及び訂正等)

第3条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者が死亡したことその他の理由により投票資格者でなくなったことを知ったときは、速やかに投票資格者名簿にその旨を表示するものとする。

(投票資格者名簿の抄本の閲覧等)

第4条 市長は、第2条第4項の規定による閲覧をさせるときは、条例第4条第3項の規定による告示の日の3日前までに閲覧の場所を告示するものとする。

(投票区)

第5条 住民投票における投票区の区域は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により市選挙管理委員会が設ける投票区の区域とする。

(投票所)

第6条 住民投票における投票所(第12条に規定する期日前投票の投票所を含む。)の場所は、投票区ごとに市長の指定する場所とする。

(投票管理者及びその職務代理者)

第7条 住民投票における投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長が選任する。ただし、市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合(以下「同日実施の場合」という。)においては、当該選挙の投票管理者を当該住民投票の投票管理者とすることができる。

2 市長は、投票管理者に事故があった場合又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者(以下「職務代理者」という。)を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。ただし、同日実施の場合においては、当該選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を当該住民投票の職務代理者とすることができる。

(投票立会人)

第8条 住民投票における投票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下（期日前投票にあつては、2人）を市長が選任する。ただし、同日実施の場合においては、当該選挙の投票立会人を当該住民投票の投票立会人とすることができる。

（代理投票）

第9条 条例第7条第3項の規定による代理投票は、身体の故障又は文盲により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行われなければならない。

（点字投票）

第10条 盲人である投票人は、条例第7条第4項の規定により点字投票を行おうとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

2 前項に規定する点字投票である旨の表示をした投票用紙の様式は、別記様式のとおりとする。

3 第1項の規定による点字投票に関する記載については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に規定する点字は文字とみなす。

4 第1項の規定による点字投票を行う場合において、投票人は、投票用紙に条例第2条に規定する住民投票の内容から1つを選択し、自ら記載しなければならない。この場合において、投票人は、別に定める住民投票の内容を略したものを記載することができるものとする。

（点字投票の無効投票）

第11条 前条の規定により行った点字投票が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 住民投票の内容以外の事項を記載したもの
- (3) 住民投票の内容のほか、他事を記載したもの
- (4) 住民投票の内容のいずれも記載したもの

(5) 住民投票の内容のいずれを記載したか判別し難いもの

(6) 白紙投票

(期日前投票)

第12条 条例第8条第2項の規定による期日前投票は、住民投票の当日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、当該住民投票に係る条例第4条第3項に規定する告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所において行わなければならない。

(不在者投票)

第13条 条例第8条第2項の規定による不在者投票は、前条に規定する投票人が、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

2 不在者投票管理者は、公職選挙法施行令第55条第2項、第3項及び第4項第2号の規定の例により置く。この場合において、同条第2項及び第4項第2号中「労災リハビリテーション作業所の長」とあるのは、「労災リハビリテーション作業所の長であって、その承諾を得たもの」とする。

3 前2項の規定によるほか、不在者投票は、前条に規定する投票人のうち公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害がある者に該当するものが、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により行わなければならない。

(投票記載所の掲示)

第14条 市長は、住民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に条例第2条に規定する住民投票の内容を掲示するものとする。

2 市長は、条例第4条第3項の規定による告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所又は公職選挙法施行令第55条第3項の規定の例により置かれる不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所内の適当な箇所に条例第2条に規定する住民投票の内容を掲示するものとする。

(開票所)

第15条 住民投票における開票所の場所は、市長の指定する場所とする。

(同日実施の場合の開票所)

第16条 同日実施の場合における前条に規定する市長の指定する場所は、当該選挙の開票所と同じ場所とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(開票管理者及び開票立会人)

第17条 第15条に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

2 前項の規定により開票所に置く開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長が選任する。

3 前項の規定により開票所に置く開票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て3人以上5人以下を市長が選任する。

(投票の点検)

第18条 開票管理者は、開票立会人とともに、当該住民投票における各投票所及び期日前投票の投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(複数の住民投票の同時実施)

第19条 複数の住民投票を同時に行う場合における投票及び開票の順序は、市長が定める。

2 複数の住民投票を同時に行う場合においては、第17条に規定するものを除くほか、投票及び開票に関する規定は、各住民投票を通じて適用する。

(選挙等の例による事項)

第20条 条例、この規則及び次条の規定に基づき市長が定めるもの並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部が委任された市選挙管理委員会及びその委員長が別に定めるもののほか、投票資格者名簿、投票又は開票に関しては、それぞれその性質に反しない限り、公職選挙法に規定する選挙人名簿、投票又は開票の例による。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(失効)
- 2 この規則は、住民投票の期日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第10条関係）

印	新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票	年 執行	記 入 欄	<p>○ 注意</p> <p>一 新庁舎建設における現計画の見直しについて、住民投票の内容のいずれかを記入欄に書くこと。</p> <p>二 住民投票の内容以外は、書かないこと。</p>	点 字 投 票
---	-------------------------	---------	-------------	--	------------------

- 備考
- 1 投票用紙の色は、あさぎ色とし、文字の印刷の色は、黒色とする。
 - 2 投票用紙の規格は、縦125ミリメートル、横180ミリメートルとする。
 - 3 投票用紙に押すべき印は、刷込式とする。

産科再開の取組みについて

◇経緯

平成26年8月に医療法人葵鐘会から新城市民病院での産科再開のため、産婦人科医師2人を10年間派遣することが提案された。派遣料は2人分で年間1億2千万円（税別）。中津川市民病院が同条件で平成27年4月より派遣を受けている。その後、市民病院で検討を進めてきたが、課題が多く院内での再開条件が整うのを待ってからは機を逸してしまうことから、市立産科診療所の開設に取り組むこととした。

◇事業概要

- ・診療科：産婦人科
- ・施設規模：延床面積1,000㎡程度
- ・病床数：10床（全個室）
- ・職員数：産婦人科医師2人（365日24時間）が葵鐘会から派遣
助産師及び看護師16人
事務職等5人
- ・分娩見込：月15～20件
- ・開設目標時期：平成29年4月
- ・建設候補地：市有地又は土地開発公社管理地

◇事業費見込

- ・建設費：3～5億円（医療設備含む。）
- ・年間収支見込み：△1億～2億円程度（医師派遣費用を含む。）
- ・特定財源：合併特例債、地方公営企業繰出金（周産期医療に要する経費）

◇課題

- ・10年間医師派遣を受けるためには、今国会に上程されている派遣期間延長に係る労働者派遣法改正案が可決される必要がある。
- ・6月議会の補正予算に、医師確保のための準備金として年間委託料の半額6千万円の計上を予定している。
- ・医療スタッフの確保
- ・緊急時の医療支援体制の構築

（担当）

地域医療支援室 滝川（電話32-2811）

名称 医療法人 葵鐘会 (きしょうかい)
KISHOKAI MED.CO.

所在地 愛知県稲沢市小池 4-122

設立 平成 19 年 12 月 10 日

事業内容 産科・婦人科・小児科・婦人科(不妊治療)・婦人科(漢方)・歯科

経営理念 I 近代的経営手法による周産期医療事業の展開
II EBM に基づく質の高い医療実践
III 学術的研究への寄与を中心とする社会貢献

理事長 山下 守

名誉顧問 有井 吉太郎 (元豊橋市民病院副院長)

産婦人科顧問 田中 隆行 (元豊田厚生病院 産科部長)

小児科顧問 判治 康彦 (元一宮市民病院副院長)

安全対策顧問 大賀 幸巳 (元愛知県警察本部捜査 4 課)

顧問 真野 俊樹 (多摩大学大学院教授)

名古屋オフィス 〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-15ORE 錦二丁目ビル 12F
(管理部門) Tel.052-265-5741 Fax.052-265-5742

沿革

2006 (H18) 年 8 月 愛知県稲沢市に「セブンベルクリニック」開業
2007 (H19) 年 12 月 「医療法人 葵鐘会」設立
2008 (H20) 年 6 月 岐阜県可児市に「ローズベルクリニック」開業
2009 (H21) 年 6 月 「セブンベルクリニック」に「小児科」開業
2009 (H21) 年 6 月 愛知県豊田市に「グリーンベルクリニック」開業
2009 (H21) 年 6 月 「名古屋オフィス」設置

2010 (H22) 年 5 月	愛知県岡崎市に「エンジェルベルクリニック」、 「エンジェルベルクリニック 不妊センター」開業
2010 (H22) 年 9 月	岐阜県高山市に「アルプスベルクリニック」開業
2010 (H22) 年 12 月	愛知県名古屋市緑区に「ロイヤルベルクリニック」開業
2011 (H23) 年 4 月	愛知県名古屋市緑区に「Bell Research Center」開設
2011 (H23) 年 4 月	「ロイヤルベルクリニック」に「歯科」併設
2011 (H23) 年 5 月	愛知県名古屋市守山区に「フォレストベルクリニック」開業 愛知県名古屋市守山区に「フォレストベルクリニック 国際東 洋医学センター」開業
2011 (H23) 年 9 月	「エンジェルベルクリニック」に「歯科」開業
2012 (H24) 年 5 月	「ロイヤルベルクリニック」に「小児科」開業
2012 (H24) 年 9 月	愛知県豊橋市に「パークベルクリニック」開業
2012 (H24) 年 11 月	「エンジェルベルクリニック」が病院へと組織移行し、「エンジ ェルベルホスピタル」として開業
2013 (H25) 年 3 月	名古屋オフィス移転
2013 (H25) 年 4 月	「ロイヤルベルクリニック」に「不妊センター」開業
2014 (H26) 年 2 月	豊田市に「グリーンベル ART クリニック」開業
2014 (H26) 年 2 月	「グリーンベルクリニック」リニューアル
2014 (H26) 年 7 月	名古屋市西区に「キャッスルベルクリニック」開業
2014 (H26) 年 9 月	愛知県南岡崎に「フェアリーベルクリニック」開業
2014 (H26) 年 10 月	名古屋市千種区池下に「フラワーベル ART クリニック」開業
2015 (H27) 年 2 月	愛知県日進市に「ブライトベルクリニック」開業
2015 (H27) 年 3 月	愛知県蒲郡市に「オレンジベルクリニック」開業

※医療法人葵鐘会HPより抜粋